

# 優遇措置

## 地域雇用開発奨励金

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

区分	雇い入れ対象者	助成額	備考
地域雇用開発奨励金	地域の求職者	支給額:50~800万円(3年間)	雇い入れた支給対象者の人数及び事業所の設置・設備の費用に応じて一定額を助成。

## 中小企業等経営強化法に基づく支援措置

経営力向上計画の認定を受けた事業者は、計画実行のための支援措置(税制措置、金融支援)を受けることができます。

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp>

税制措置	認定計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税や法人税等の特例措置を受けることができます。
金融支援	政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

## 北海道

### 北海道産業振興条例(通称)施行規則に基づく助成制度の概要

企業立地を促進するための助成措置

ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgf/yugu/sinhojoseido.htm>

類型	区分	対象業種	対象地域	新設増設	補助要件 投資額・雇用増	助成内容			
						助成額	限度額	通算限度額	
類型1	成長産業分野	自動車関連製造業	全道 (札幌市を除く) (植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする)	新設	5億円以上 20人以上	投資額の10%	15億円	20億円 同一企業につき	
		増設		投資額の5%		5億円			
		新設		投資額の10%		10億円	13億円 同一企業につき		
		増設		投資額の5%		3億円			
		新設		10億円以上 1人以上		投資額の5%	1億円	—	
		新設		一般型 10億円以上 5人以上		投資額の10%	一般型3億円 環境配慮型 5億円	一般型 4億5千万円 環境配慮型 7億5千万円 同一企業につき	
		増設		環境配慮型 20億円以上 5人以上		投資額の5%	一般型 1億5千万円 環境配慮型 2億5千万円		
	基盤技術産業	全道	新設	2,500万円以上 5人以上	投資額の10%	3億円	13億円 同一企業につき		
	増設		投資額の5%						
	本社機能移転事業		新設	(投資額要件なし) 30人以上	1年間の賃料の2分の1			1,000万円	—
発展基盤施設分野	自然科学研究所 ※成長産業分野に関連する業種に限る。	全道	新設	10億円以上 研究員5人以上	投資額の10%	10億円	13億円 同一企業につき		
			増設	5億円以上 研究員5人以上	投資額の5%	3億円			
	高度物流関連事業 ※成長産業分野に関連する業種に限る。	全道 (札幌市を除く)	新設	20億円以上	投資額の10%	10億円			
			増設	20人以上	投資額の5%	3億円			
市町村連携促進分野	市町村が行う立地助成措置の対象であること(企業立地促進法適用地域においては指定集積業種) ・製造業 ・自然科学研究所 ・高度物流関連事業 ・データセンター事業 ・ソフトウェア業 ・情報処理・提供サービス業 ・コールセンター事業 ・植物工場	特別対策地域	新設増設	2,500万円以上 5人以上	投資額の4% 特別対策地域に該当し、かつ企業立地促進法の集積区域における指定集積業種に該当する新設の場合のみ投資額の8% 雇用増1人あたり50万円(雇用増が6人以上の場合6人目から支給)	1億円	投資助成 3億円 同一企業につき		
		企業立地促進法適用地域(札幌市の区域にあつては、特認事業者が新設する場合に限る)	新設			5,000万円以上 5人以上		投資額の8%	1億円
		工業団地(札幌市を除く)(製造業又は植物工場に限る。(植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする(札幌市を除く)))	新設			投資額の4%			
		増設	投資額の4%						

## 苫小牧市

### 苫小牧市企業立地振興条例に基づく優遇措置

ホームページ <http://rowan.city.tomakomai.hokkaido.jp/kigyoritchi/yugusochi/josei.html>

対象業種	優遇措置	対象要件	助成等内容						
			助成額等		限度額	通算限度額			
(工場等) 工場 物流施設 再資源化施設 国際物流関連施設 機械修理施設 植物工場	初期投資の軽減	新設	・土地取得面積2,000㎡以上 ・固定資産取得価額2,000万円以上 ・契約締結日から3年以内の操業 ・市有地に限定		土地代の10%引き	-	-		
		※増設等							
	事業場設置助成金	新設	・土地取得面積(賃貸含)2,000㎡以上 ・固定資産取得価額2,000万円以上		新規雇用者10人以上	3年の固定資産税相当額	2億円	同一企業につき 10億円	
		増設等	・増設等に係る面積300㎡以上 ・固定資産取得価額2,000万円以上		上記以外	2年の固定資産税相当額	1億円		
	雇用助成金	新設	・固定資産取得価額2,000万円以上 ・新規雇用者5人以上		新規雇用者1人あたり30万円		1億円		-
		増設等					1億円		
緑化助成金	新設	・土地取得面積2,000㎡以上 ・土地取得面積の10%以上の緑化 ・操業開始日から2年以内の緑化		緑化事業費の30%相当額		1,000万円	-		
	増設等	・土地取得面積300㎡以上 ・土地取得面積の10%以上の緑化 ・操業開始日から2年以内の緑化				1,000万円			
情報通信関連施設 (データセンター 事業等) 試験研究施設	初期投資の軽減	新設	・土地取得面積2,000㎡以上 ・固定資産取得価額2,000万円以上 ・契約締結日から3年以内の操業 ・市有地に限定		土地代の10%引き	-	-		
		※増設等							
	事業場設置助成金	新設	・固定資産取得価額2,000万円以上		新規雇用者5人以上	3年の固定資産税相当額	2億円	同一企業につき 10億円	
		増設等			上記以外	2年の固定資産税相当額	1億円		
	雇用助成金	新設	・固定資産取得価額2,000万円以上 ・新規雇用者5人以上		新規雇用者1人あたり30万円		1億円		-
		増設等					1億円		
緑化助成金	新設	・土地取得面積300㎡以上 ・土地取得面積の10%以上の緑化 ・操業開始日から2年以内の緑化		緑化事業費の30%相当額		1,000万円	-		
	増設等					1,000万円			
再生可能エネルギー 発電設備	初期投資の軽減	新設	・土地取得面積2,000㎡以上 ・固定資産取得価額2,000万円以上 ・契約締結日から3年以内の操業 ・市有地に限定		土地代の10%引き	-	-		
		※増設等							
	事業場設置助成金	新設	・固定資産取得価額5億円以上		新規雇用者5人以上	3年の固定資産税相当額	2億円	同一企業につき 10億円	
		増設等			上記以外	2年の固定資産税相当額	1億円		
	雇用助成金	新設	・固定資産取得価額2,000万円以上 ・新規雇用者5人以上		新規雇用者1人あたり30万円		1億円		-
		増設等					1億円		
緑化助成金	新設	・土地取得面積300㎡以上 ・土地取得面積の10%以上の緑化 ・操業開始日から2年以内の緑化		緑化事業費の30%相当額		1,000万円	-		
	増設等					1,000万円			

・上記の助成金は、平成27年4月1日以降に事業場の指定申請をしたものに適用。・固定資産取得価額及び固定資産税相当額はいずれも土地を除く。  
※既設の事業場の全部又は一部の廃止を伴う増設等を除く。

## 厚真町

### 厚真町技術産業等の誘致に関する条例に基づく優遇措置

ホームページ <http://www.town.atsuma.lg.jp/>

- 工場新增設に係る固定資産税課税免除または、固定資産税相当額の助成※いずれも3年間、上限2億円
- 雇用助成金(新設又は増設)

※常用雇用者で厚真町に住所を所有して1年以上経過している者1人あたり30万円、上限1億円

### 資金融資 制度

- 公益財団法人 道央産業振興財団(<http://dohgi.tomakomai.or.jp/>)  
債務保証・高度技術開発助成事業
- 株式会社日本政策投資銀行(<http://www.dbj.jp/>)

詳細については各機関のホームページをご覧ください。

## 安平町

### 安平町企業立地促進条例に基づく優遇措置

ホームページ <http://www.town.abira.lg.jp/>

- 工場等の建設に係る固定資産税の3年間免除または、固定資産税相当額を限度とする設置奨励金を3年交付(上限2億円)
- 再生可能エネルギー発電設備建設に係る設置奨励金  
固定資産税相当額の1/2(上限2億円)